



「金銀パラジウム合金」年4回改定を要望、実現！さらに5月緊急改定！



むし歯の治療の際に使う「金銀パラジウム合金」（金パラ）の値段が激しく変動。この「金パラ」は健康保険の対象ですが、健康保険から歯科医師側に支払われる「告示価格」が実勢価格より低い問題があります。



2020年3月18日、参議院厚生労働委員会にて「金パラ」改定などについて質問

参議院 厚生労働委員会議事録 令和2年3月18日より

○芳賀道也 委員

続きまして、歯科医療。前の質問のときにもちょっと積み残しで質問したままになっていたんで、**パラジウム合金の価格が市況と大きく異なるとき6か月ごとに見直すんだということでしたけれども、この見直しをもうちょっと頻繁にする、そういったことはできないのかどうか、いかがでしょうか。**

○政府参考人（^{はまや}浜谷浩樹 厚労省保険局長） お答えいたします。

金銀パラジウム合金を含みます歯科用貴金属につきましては、その素材であります金、パラジウムが市場価格の変動を受けやすいことから、通常二年ごとに行われる診療報酬改定に加えまして、御指摘のとおり、6か月に一度、歯科用貴金属の素材価格の変動幅がその時点の告示価格のプラスマイナス5%を超えた場合に随時改定を行っております。

御指摘のとおり、告示価格と市場価格の乖離、これは少ない方が望ましいわけでございますけれども、その一方で、改定の回数が増えまると、医療機関におけるレセコンのシステム改修の負担が生じる、あるいは医療機関に対しまして周知徹底を図るために一定期間を有すること等にも配慮する必要があるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、**今回のような価格高騰への対応を含めまして、貴金属価格の随時改定等の在り方につきましては、今後、関係団体等の意見も踏まえまして検討していきたい**というふうに考えております。

○芳賀道也 委員

前の質問のときには、医療ソフトの改定で様々大変であるから6か月ごとしかできないのだというようなことがありましたが、地元の歯科医師さんなんかにも聞きますと、比較的、数字を入れ替えるだけなので、この6か月ごとでなくても大丈夫だということもありますので、是非その辺も検討をしていただきたいと思います。

「検討していきたい」は前向きな答弁

左の議事録のように2020年3月に参議院厚労委員会で要望し厚労省の濱谷（はまや）保険局長から前向きな答弁がありました。その直後3/25の中医協（中央社会保険医療協議会）で4月・10月の「随時改定Ⅰ」に加え新たに7月・1月の「随時改定Ⅱ」が新設！

変動幅関係なく年4回改定を2022年1月中医協決定。さらに5月緊急改定実現

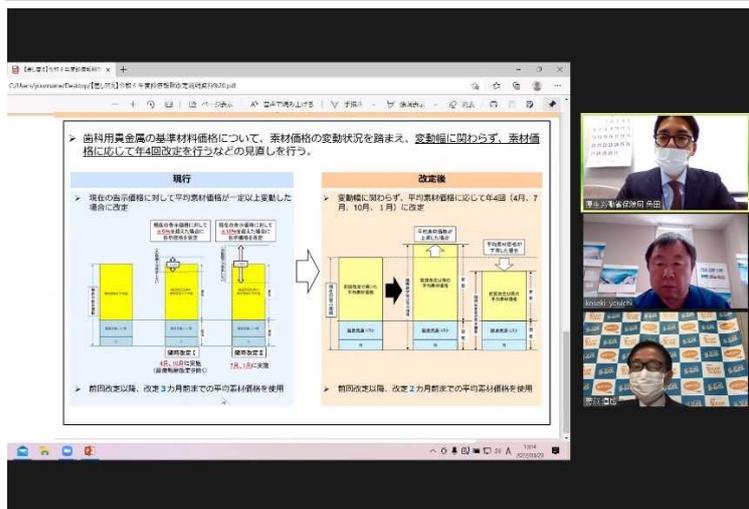
ただ「随時改定Ⅰ」も「随時改定Ⅱ」も実勢価格との差額が一定以上ないと改定されない仕組みでした。



そこで今年1月、厚労省保険局医療課に、実勢価格との差に関係なく「告示価格」を改定するよう要望。1/19の中医協総会にて無条件の年4回改定が決定。

さらにウクライナ情勢を受けて、4/13の中医協で5月の緊急改定が決定しました！

3/23 山形市歯科医師会・小関会長、厚労省保険局医療課とズーム会議。代替素材の保険適用、インレーの条件緩和要望



4月から変わる診療報酬のうち歯科の主なものについて、山形市歯科医師会・小関会長と共に厚労省から遠隔会議にて説明を受け、要望を致しました。

保健局医療課からはまず無条件に年4回改定となった「金パラ」など金属材料の公定価格についてご説明。また、値段が高騰する金銀パラジウム合金ではなく「CAD/CAM インレー」という詰め物が保険治療の対象として新たに認められ点数がつきました。(左下図参照) 院内感染対策を徹底した際の初診料・再診料も少し引き上げになりました。

小関会長は厚労省保険局医療課に「インレーとしてジルコニアの保険適用を認めてほしい」と代替素材の保険適用を要望。また、第二大臼歯が4本ないと第一大臼歯にインレー・アンレーを入れる際に保険適用が認められない、第二大臼歯にはCAD/CAM インレーが認められないなど保険医療上の制限が厳しすぎるので柔軟にインレーが使えるよう要望。

ジルコニアのインレーの保険適用や、インレーを使う場合の保険治療の条件の緩和に向けて、仲間の参議院議員と共に要望を続けて参ります。

○芳賀道也委員 歯科技工士さん、歯科衛生士さんの報酬、待遇が低くて、これではもう生活していけない、歯科医はこういった技工士さんなども雇えないというような切実な声も聞くんですけど、それぞれ歯科の診療報酬を引き上げるなど、手当の改定、それからそれ以外の様々な待遇改善の方策、何か考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○濱谷浩樹 厚労省保険局長 ご指摘のとおり、歯科技工士あるいは歯科衛生士の業務につきまして、診療報酬におきまして適切に評価することが重要であるというふうに考えております。(中略) こうした歯科技工士等の処遇改善等を含めまして、今後とも歯科医療を取り巻く状況等を勘案いたしまして、関係者の御意見をよく聞きながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○芳賀道也委員 是非、切実な声が届いていますので、この待遇改善については引き続き強く要望したいと思います。

令和4年度診療報酬改定 Ⅲ-5 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進 ⑤

歯科固有の技術の評価の見直し (歯冠修復及び欠損補綴関係)

金属代替材料による歯冠修復物の評価の新設

コンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて作成した、金属代替材料による歯冠修復物の評価を新設する。

(新) CAD/CAMインレー 750点

【算定要件】

- CAD/CAMインレーとは、CAD/CAM冠用材料との互換性が制限されない歯科用CAD/CAM装置を用いて、作業療法で歯除去により製作された歯冠修復物をいい、隣接歯との接合面を含む窩洞(複雑なもの)に限り、認められる。
- CAD/CAMインレーは以下のいずれかに該当する場合に算定する。
 - 小臼歯に使用する場合
 - 上下顎両側の第二大臼歯が全て残存し、左右の咬合支持がある患者に対し、過度な咬合圧が加わらない場合等に第一大臼歯に使用する場合
 - 歯科用合金を原形とする金属アレルギーを有する患者において、大臼歯に使用する場合(歯科の保険医療機関又は歯科歯科併設の医療機関の医師との連携の上で、診療情報提供(診療情報提供料の様式に準ずるもの)に基づく場合に限る。)

【施設基準】

CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

- 十分な体制が整備されていること。
- 十分な機器及び設備を有していること又は十分な機器及び設備を有している歯科技工所との連携が確保されていること。

| 算定区分 | 算定点数 |
|------|-------------------------------|
| 歯冠形成 | 1つ歯冠インレー修復形成又は歯冠形成の「3の口」複雑なもの |
| 印象採得 | 「1のイ」単純印象」又は「1のロ」適合印象」 |
| 検査 | 「1」歯冠検査」 |

(参考) CAD/CAMインレーに係る特定保険医療材料

- 小臼歯
 - CAD/CAM冠用材料 (I) 188点
 - CAD/CAM冠用材料 (II) 181点
- 大臼歯
 - CAD/CAM冠用材料 (I) 350点

参考: 金属歯冠修復 CAD/CAMインレー (インレー) 出典: 保存診療学 第6巻 (医歯薬出版株式会社)

「歯科技工士・歯科衛生士の報酬・待遇改善を!」厚労委で要望

歯科技工士・歯科衛生士の待遇改善について、2020年3月18日、右の議事録の通り参議院厚生労働委員会で質問しました。待遇改善を実現していきます。⇒

歯科医師、スタッフの皆さん

ご意見ご要望は↓

office@hagamichiya.com

(芳賀道也事務所へ)

| | | | |
|-------------------------------------|---|---|--|
| <p>山形県 参議院議員</p> <p>芳賀道也</p> | <p>【山形事務所】</p> <p>〒990-0825</p> <p>山形県山形市城北町1丁目24-15</p> <p>ダイヤ66城北 2F・A</p> <p>TEL 023-676-5115 FAX 023-676-5116</p> | <p>【国会事務所】</p> <p>〒100-8962</p> <p>東京都千代田区永田町2丁目1-1</p> <p>参議院議員会館 917号室</p> <p>TEL 03-6550-0917 FAX.03-6551-0917</p> | |
|-------------------------------------|---|---|--|